# 原動機付自転車改造申請書

| | |
|---|---|
| 標識番号 | |
| 車台番号 | |
| 改造内容 | 該当するものを〇で囲んでください。<br>エンジン載せ換え／改造キット取り付け／スペーサー追加<br>／その他【　　】 |
| 総排気量 | 変更前　　⇒　変更後<br>※(ボア[mm]÷2)の2乗×3.14×ストローク[mm]×気筒数<br>≒総排気量<br>※50cc超の３輪スクーターは，原動機付自転車として登録することはできません。 |
| 内径（ボア）×行程（ストローク） | 変更前　　⇒　変更後 |
| ミニカーへの変更<br>（総排気量５０cc以下に限る） | 輪距：変更前　　ｃｍ　⇒　変更後　　ｃｍ<br>※車両全体及び輪距の確認できる写真を添付してください。 |
| 使用部品のメーカー及び購入先 | |
| 改造者 | 住所 |
| | 氏名（名称）　　印 |
| | 電話番号 |

## 原動機付自転車の改造登録をされた方へ

原動機付自転車改造申請書に基づき，税額の区分が変更になる場合，標識の交付を行っています。ただし，標識を交付することにより，当該車両の走行性，安全性について市役所が保証しているものではありません。

また，道路交通法上の扱いについては，申請者の責任で行ってください。

なお，改造等を偽って申告した場合は，地方税法第４６３条の２０に違反し罰せられますので，ご承知おきください。

＜参考＞地方税法第４６３条の２０

（略）申告し，または報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は，三十万円以下の罰金に処する。

鈴鹿市　総務部　市民税課
ＴＥＬ：０５９－３８２－９００６（直通）